（和文仮訳）

ウクライナに関する国連安保理ブリーフィング会合における
辻清人外務副大臣ステートメント
（２０２４年２月２３日）

議長、

グテーレス事務総長のブリーフィングに感謝します。

２年前、ロシアはウクライナへの残忍な侵略を開始しました。そして、私は、ロシアが今日に至るまでこの侵略と敵対行為を続けていることを強く非難するために、本日この場に参列しました。

議長、

ロシアによるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難します。そして、この国連憲章を含む国際法に対する明白な違反は正当化できるものではありません。ウクライナの主権及び領土一体性は尊重されなければなりません。これは欧州だけの問題でも、いわゆる「ロシアと西側」の問題でもないのです。力による一方的な現状変更の試みは世界のどこであろうと容認してはなりません。

多くの市民が命を落とし、負傷しました。病院、学校、発電所、その他の重要インフラに対するロシアの攻撃は、ウクライナの人々の現在の生活を破壊するのみならず、その未来をも脅かしています。国際人道法を含む国際法は守られなければなりません。この残虐行為のすべての加害者は責任を問われなければなりません。

ロシアが北朝鮮から弾道ミサイルを調達し、ウクライナに対して使用することは、断じて容認できません。露朝間のいかなる武器や関連資機材・技術の移転も、たとえそれらが質の低いものであったとしても、関連する安保理決議の明確な違反です。また、北朝鮮への核・弾道ミサイル関連技術のいかなる移転の可能性についても深く懸念しています。

核兵器を使用するとのロシアによる威嚇は、国際社会の平和と安全に対する深刻かつ容認できない脅威です。

議長、

我々は平和を求める多くの国々の取組に敬意を表します。しかし、侵略者と被害者を同列に扱い、どちらにも非があるかのように双方に外交努力を求めることは不適切です。

日本は改めて、平和は国連憲章の目的と原則に基づくものでなければならないことを改めて強調します。この観点から、日本はゼレンスキー大統領の平和フォーミュラの取組を支持します。

我々は、国連総会と安保理の大多数が求めている、ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な平和を実現しなければなりません。我々は、法の支配に基づく国際秩序を守り抜かねばなりません。

議長、

私は昨年１１月のキーウ訪問以降、ウクライナの復旧・復興の具体化に邁進してきました。そして2月１９日、シュミハリ首相を東京に招き、日・ウクライナ経済復興推進会議を開催しました。

同会議において、緊密な官民協力を推進していく意志を確認し、女性と子どもに配慮した中長期的な支援の重要性で一致しました。日本の官民セクターは、ウクライナのニーズを考慮しつつ、更なる支援を行っていきます。

議長、

ロシアが侵略を停止し、国際的に承認されたウクライナの全領土から即事かつ無条件に撤退することを改めて強く求めます。

皆様、

これは原則の問題であり、政治を超えた問題です。それ故、日本は同盟国やパートナーとともに、これからもウクライナの側に立ち続けます。

ありがとうございました。

（和文仮訳）

（了）